

橋本市告示第 8 8 号

下記のとおり歳入の収納を委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

橋本市長 平 木 哲 朗

記

委託した歳入の 収納の事務	歳入の収納の事務の委託を 受けた者	委託する期間	担当課	根拠法令
各種がん検診及 び特定健康診査 委託に伴う個人 負担金収納事務	橋本市東家一丁目 3 番 1 号 一般社団法人 伊都医師会 会長 奥野 孝	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	いきいき 健康課	地 方 自 治 法 第 243 条の 2 第 2 項
各種がん検診委 託に伴う個人負 担金収納事務	和歌山市紀三井寺 811 番地 1 公立大学法人和歌山県立医 科大学 理事長 中尾 直之	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	いきいき 健康課	地 方 自 治 法 第 243 条の 2 第 2 項
乳がん検診委託 に伴う個人負担 金収納事務	岩出市川尻 230-1 はた乳腺クリニック 院長 畑 和仁	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	いきいき 健康課	地 方 自 治 法 第 243 条の 2 第 2 項
乳がん検診委託 に伴う個人負担 金収納事務	奈良県五條市田園三丁目 11-10、11-9 医療法人 鎌田医院田園診 療所 理事長 鎌田 勝三郎	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	いきいき 健康課	地 方 自 治 法 第 243 条の 2 第 2 項